

令和 5 年 4 月

管内のみなさまへ

小諸労働基準監督署長

「こもろーき通信」の活用について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度から当署において発行している「こもろーき通信」について、今年度も引き続き定期発行し、時機を捉えた労務管理上のポイント及び管内の労働災害事例を踏まえた再発防止対策等を広く管内のみなさまに情報発信させていただくこととしました。

本通信をご確認いただき、自社の労務管理及び労働災害防止対策等にお役立て頂ければと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。



機械の点検時の安全確保をお願いします。

労働災害の約4割が非定常作業時に発生しています。労働安全衛生規則の第107・108条は機械の掃除や修理等を行う際、運転を停止することを定めています。これは多くの事業場で知られていますが、同条の第2項を皆様は御存知でしょうか？

「...機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。」

実際に点検者が作業をしているにもかかわらず、それに気づかず機械を作動させてしまったという災害が毎年のように発生しています。ある製造会社では一人一人に点検表示用の札を持たせており、誰が作業を行っているかを明確にしています。これは必ず運転を停止するという意識付け

にも有効だと思います。皆様の会社ではどうしていますか？



災害事例
(職場のあんぜんサイト)

1か月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられました。

2023年4月1日より、1か月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率引上げ(2割5分から5割)が、中小企業に対しても適用されました(大企業に対しては2010年4月1日より適用されています)。割増率引き上げは、60時間を超えた時間で、例えば1か月65時間の時間外労働を行ったときは、その超えた5時間について5割増しの割増賃金を支払う必要があります。2023年4月1日からの労働時間に対してが、割増賃金率の引き上げの対象になりますので、賃金計算をされる時はご注意ください。なお、引き上げた差額の2割5分の割増賃金の支払いに代えて、別途有給の休暇を与える方法もあります。

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

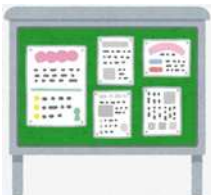
関連資料



36協定、就業規則は周知が必要です。

新年度になり、36協定や就業規則を新たに作成し届け出る事業場が増えています。これらは監督署に届け出たのちに、事業場内で掲示や交付する等により、労働者に周知する必要があります(労働基準法第106条)。各種協定や規則は、労働者がいつでも閲覧できる状態で保管しましょう。労働者が自由に確認できるようにであれば、パソコンなどの電子的データで周知することも可能です。

そのほかにも周知が必要なものとして、各種変形労働時間制に関する協定届、賃金控除協定、年次有給休暇の計画的付与に関する協定届等があります。



長野労働局作成
パンフレット



新規採用者等への安全教育をお願いします。安全教育実施時の安全確保も必要です。

今年1月、南佐久郡内の伐木現場で、中途採用(他業者からの転職)した作業員A及びBの伐木訓練のため、Cが引率して3人一班体制で指導を行うにあたり、CがBに伐木作業を行わせている際、近くで枝拾いを行っていたAに伐倒木が激突する災害が発生しました。新規採用者等に対しては、業者特有の安全のための順守事項も含め、適切な安全教育を実施すると共に、安全教育実施時の安全確保もお願いします。厚生労働省作成、視聴覚教材もご活用ください。



厚生労働省作成
視聴覚教材
(全業種共通
及び業種毎)



【編集後記】

本年度もタイムリーな情報発信を心がけます。
事業場内における労務・安全管理にご活用下さい。
(第13号：令和5年4月発行)